

## 手続費用の支援に関する規則

### **第1条（趣旨）**

この規則は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「当機構」という。）が行う仲裁又は調停事業において申立人及び被申立人（以下「当事者」という。）の一方又は双方が代理人を置いていない等の理由により仲裁又は調停が公平に行われない虞がある場合又はそれぞれの手続が円滑に進行しない虞がある場合に、当機構が仲裁又は調停の手続に必要な費用の支援（以下「手続費用支援」という。）を行うために必要な事項を定める。

### **第2条（この規則の適用）**

この規則は、当機構が管理運営するすべての仲裁及び調停の手続（相手方が手続に応じないために終了した場合を含む。）について適用される。

### **第3条（公平性の配慮）**

この規則に基づく手続費用支援は、仲裁又は調停の当事者に対する公平性を害すこととなるないように十分に配慮して決定されなければならない。

### **第4条（手続費用支援の額）**

手続費用支援の額は、1事案1当事者につき300,000円（税別）を上限とする。

### **第5条（手続費用支援の要請）**

- 当事者が手続費用支援を求めるときは、書面によりそれを必要とする理由を当機構に要請する。
- 前項に定める要請は、仲裁又は調停の申立てを行った日から、当該手続終了後1週間を経過する日までにしなければならない。

### **第6条（手続費用支援審査委員会）**

- 当機構の代表理事は、前条の要請があった場合は、手続費用支援審査委員会（以下、「委員会」という。）を招集し、手続費用支援の可否及び可と決定された場合の金額について諮問する。
- 委員会は、代表理事が指名する3名の委員により構成する。委員は、手続費用支援にかかる仲裁又は調停手続と関わりを持たない者でなければならない。ただし、当機構の執行理事又は理事が委員に指名されることを妨げるものではない。
- 当機構は、委員会が設置された場合には、このことを当事者、仲裁パネル又は調停人に対して、書面により速やかに通知しなければならない。
- 委員会の長は、委員の互選により決める。委員長は、議事を司る。
- 委員会の審議は、電子メール、電話その他の方法によることができる。委員

会は、審議にあたって、当事者、仲裁パネル又は調停人の意見を聴取することができる。

- 6 委員会は、前条の要請をした当事者（以下「手続費用支援要請者」という。）の資力及び事案の内容に照らし、その要請が本制度の趣旨に明らかに反すると認めるとときは、要請を却下する旨の答申をすることができる。
- 7 委員会は手続費用支援要請者に対して、資力に関する資料の提出を求めることができる。この場合において、手続費用支援要請者が求められた資料の提出に応じないとときは、委員会は、そのことを理由として手続費用支援の要請却下の答申をすることができる。
- 8 委員会の決定は多数決による。委員会は、手続費用を支援することのみを審議し、支援する金額については事後の答申に委ねることもできる。その場合には、支援する金額の算出が可能になった時点において速やかに支援金額を答申しなければならない。
- 9 委員会の委員長は、委員会が答申を作成した場合には、速やかに代表理事にその結果を通知する。
- 10 当機構は、委員会の開催に必要な経費を負担する。
- 11 当機構は、委員会が答申を作成し代表理事にその結果を通知した後、委員に10,000円（税別）を謝金として支払う。

## 第7条（決定の通知）

代表理事は、委員会からの答申を踏まえ、予算額及びその執行状況を勘案した上で、手続費用支援の可否及び支援金の金額を決定し（支援を可とする場合において、支援金額を事後に決定することもできる。）、手続費用支援要請者に速やかに通知しなければならない。金額について事後に決定する旨を通知した場合には、支援金額の決定が可能となったときには速やかに支援金額を決定し、これを通知しなければならない。

## 第8条（支払い及び精算）

手続費用支援を受ける当事者は、実際に支援対象となった費用を自ら支出をした後に、その領収書を当機構に提出し、それに対応する金額の支払いを受ける。ただし、手続費用支援を受ける当事者は、当機構からの支援金額を受けずに支援対象となった費用を支弁することが困難な場合には、当機構に概算払いを求めることができ、概算払いを受けた場合は、事後に対象費用の領収書によって精算の手続をとる。

## 附則

この規則は2011年4月1日から施行する。

## 附則2

この規則は2012年4月1日から施行する。

**附則 3**

この規則は 2012 年 6 月 19 日から施行する。

**附則 4**

この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

**附則 5**

この規則は、2015 年 3 月 6 日から施行する。